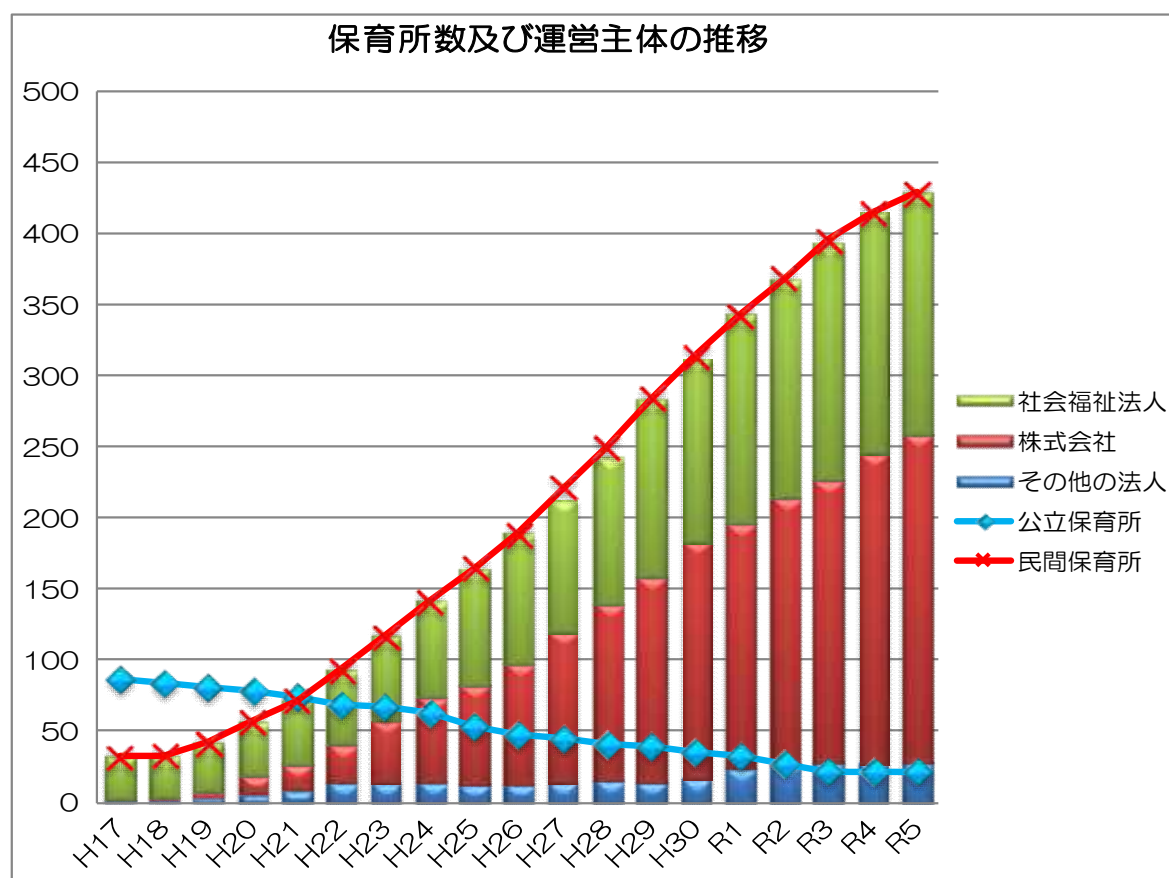


1 施設数及び運営主体の推移

共働き世帯の増加などの働き方の変化、核家族化の進行や女性の就労機会の増大等により保育所の利用ニーズが高まり、こうした状況に対応するため、保育所の整備が進められ、平成 17 年度に 119 施設であった保育所は令和 5 年度には 450 施設に増加しました。

保育所を設置主体及び運営主体の違いで分類すると、公設公営の保育所（以下「公立保育所」という。）及び民設民営の保育所（以下「民間保育所」という。）に区分されます。公立保育所については民営化を推進し、平成 16 年度の 88 施設から令和 3 年度には 21 施設となっています。一方、民間保育所は 30 施設から 429 施設に増加しています。

民間保育所の運営主体は、多様な運営主体による保育事業への参画により、社会福祉法人に加え、株式会社、学校法人、公益財団法人、NPO 法人等多様化が進んでいます。



2 指導監査方法

保育所の指導監査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点、確認指導及び監査主眼事項・着眼点等（公立保育所を除く。）を定め、同時に原則毎年1回実地により行っています。

令和5年度は、監査の対象を区分して次のとおり実施しました。

ア 前年、指導監査において「文書指示事項」等のない運営状況が良好な施設等については、全日監査の周期を3年度に1回の隔年度実施とし、全日監査の翌年度は、監査項目を絞った半日監査を実施。

イ 新規開設から3年度目までの施設等については、初年度の運営状況が良好であっても、年度1回の全日監査を実施。

ウ 一部の施設について新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から書面監査に切り替え、監査を実施。

保育所に係る指導監査の実施状況

種別／年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
公立 保育所	対象数	57	52	49	45	40	36	32	27	21	21	21
	実地指導監査	7	7	7	7	8	7	7	－	－	21	21
	書面指導監査	－	－	－	－	－	29	25	27	21	－	－
	集団指導	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
民間 保育所	対象数	165	189	221	250	285	314	343	369	397	417	429
	実地指導監査	127	119	151	163	181	197	217	56	96	319	424
	書面指導監査	38	70	70	87	104	117	126	313	301	98	5
公設民 営保育 所	対象数	14	14	9	7	3	3	－	－	－	－	－
	実地指導監査	14	8	4	5	－	3	－	－	－	－	－
	書面指導監査	0	6	5	2	3	－	－	－	－	－	－
	対象数	151	175	212	243	282	311	343	369	397	417	429
	実地監査	113	111	147	158	181	194	217	56	96	319	424
	書面監査	38	64	65	85	101	117	126	313	301	98	5

指導監査は書面審査と施設・設備の確認、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

3 令和5年度指導監査について

(1) 重点事項

令和5年度保育所指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

- ア 施設の適正な運営の確保
- イ 適正な職員配置及び施設・設備の状況
- ウ 非常災害対策、事故防止等の安全対策
- エ 人権の尊重
- オ 評価を踏まえた計画の改善
- カ 保育の質の確保・向上
- キ 食事の提供状況
- ク 適正な会計処理
- ケ 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

(2) 指導監査結果

ア 公立保育所

令和5年度の対象施設数は21施設で、実地指導監査を21施設で行いました。

公立保育所 項目別指示件数

項目	指示件数	文書指示	口頭指示
職員配置	1	0	1
防災・防犯対策	1	0	1
衛生管理体制	1	0	1
合計	3	0	3

イ 民間保育所

令和5年度の対象施設数は429施設で、このうち実地指導監査を424施設、書面指導監査を5施設で行いました。

民間保育所 項目別指示件数

項目	指示件数	割合	文書指示	口頭指示
給食業務	108	21.0%	15	93
事故防止及び発生時の対応	81	15.8%	6	75
会計経理	83	16.1%	60	23
職員配置	56	10.9%	37	19
保育計画等の作成	11	2.1%	1	10
衛生管理体制	26	5.1%	14	12
防災・防犯対策	49	9.5%	7	42
労働基準法等関係及び職員定着化	26	5.1%	18	8
諸規程・帳簿の整備	3	0.6%	0	3
児童の健康管理	40	7.8%	19	21
施設設備の状況	3	0.6%	2	1
職員の健康管理	6	1.2%	1	5
子育て支援	3	0.6%	0	3
苦情対応	5	1.0%	0	5
秘密保持等	3	0.6%	1	2
保育の質の確保・向上	8	1.6%	0	8
その他	3	0.6%	3	0
合計	514	100.0%	184	330

(7) 指示事項となった事例

a 給食業務

- ・ 食物アレルギーへの対応について、除去食の変更・継続・解除について適切に管理し、健康管理委員会に諮る必要があります。
- ・ 3歳未満児、3歳以上児それぞれにおいて必要な栄養量が確保できる献立を作成し、給食を提供する必要があります。
- ・ 適切に献立作成及び給食費設定を行う必要があります。
- ・ 調理室内専用の帽子、外衣及び履物を適切に着用し、室外に出る場合は外衣等を交換する必要があります。

b 事故防止及び発生時の対応

- ・ 医療機関に受診となった事案等は、市への連絡・報告を行うことが必要です。
- ・ 睡眠中においては、乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する、窒息リスクへの除去を適切に行う等の安全対策を行う必要があります。

- ・ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、監視のみを行う職員と、プール等指導を行う職員を分けて配置し、記録することが必要です。
- c 会計経理
- ・ 拠点区分間の貸付を行った場合は、同一年度内に精算する必要があります。
 - ・ 当期末支払資金残高については、当該年度の委託費収入の 30%以下とする必要があります。
 - ・ 前期末支払資金残高について、法人本部の運営に要する経費に充当する場合、金額を適切に算定し、市の承認を得る必要があります。
 - ・ 設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類を適正に作成する必要があります。
- d 職員配置
- ・ 最低 2 人の保育士の配置について、時間帯別で適正に配置する必要があります。
 - ・ 施設長は施設長として年間を通じて専従配置とする必要があります。
 - ・ 市加配保育士（その他国基準等保育士の任意分含む）について、年間を通じて 1 人以上配置すること。
 - ・ 国基準調理員について、年間を通じて配置する必要があります。
- e 保育計画等の作成
- ・ 指導計画を作成し、評価、反省を行うことが必要です。
- f 衛生管理体制
- ・ 害虫等の生息調査を 6 月以内ごとに 1 回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じることが求められます。実施箇所は調理場に限らず保育施設内全体を対象とし、結果を記録に残してください。
 - ・ 調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行うことが必要です。新規入職職員、育児休暇復帰職員等においては、業務開始までに細菌検査の結果が陰性であることを確認してください。
 - ・ 下処理を含めて前日調理は行わない。
- g 防災・防犯対策
- ・ 避難及び消火訓練を少なくとも毎月 1 回行うことが必要です。初期消火を想定し、模擬消火活動を行い、その内容を記録に残してください。
- h 労働基準法等関係及び職員定着化
- ・ 時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署へ届け出る必要があります。
 - ・ 年度替わりの際に、施設長、クラス担任の半数以上が変更とならないよう、職員の定着促進及び離職防止に努めることが必要です。

i 諸規程・帳簿の整備

- ・運営規程の内容は、適切に定める必要があります。

j 児童の健康管理

- ・書面審査であったとしても、嘱託医の入園前健康診断記録の「入園の適否」の記載をもって入園確認となりますので、入園前健康診断記録表の作成が必要となります。

4 随時監査について

年間指導監査実施計画による指導監査の他に、対象施設等の運営等に問題が生じた場合、又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、随時の指導監査を行っております。令和 5 年度は、保育所に対する随時監査を 8 施設で実施しました。

5 特別指導監査について

令和 5 年度は、保育所に対する特別指導監査を実施した例はありません。

6 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

(1) 特定教育・保育施設等確認指導

保育所における特定教育・保育施設等確認指導は、児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和 5 年度は、全施設で確認指導を行うとともに、処遇改善等加算による賃金改善の実施状況について、30 施設で重点的に検証を行いました。

特定教育・保育施設等確認指導 項目別件数

項目	改善報告を要する事項	改善報告を要しない事項
処遇改善等加算Ⅰ	2	0
処遇改善等加算Ⅱ	11	2
合計	13	2

(2) 特定子ども・子育て支援施設等確認指導

保育所における特定子ども・子育て支援施設等確認指導は、児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和 5 年度は、一時保育事業又は年度限定保育事業を実施している 92 施設で行いました。

7 今後の課題について

令和5年度指導監査から見えてくる課題として次の項目が挙げられます。

(1) 適正な職員配置

条例等に規定された職員の配置は、適正な運営のために大変重要です。年齢別配置基準保育士を全ての時間帯において適正に配置すること、職員の定着化に努めることなどが課題となっています。

特に最低2人の保育士配置が必要な場合には、施設の運営管理業務に専従すべき施設長を含めないこと、少なくとも保育士1人と市長が保育士と同等の知識を有すると認める者を配置していることを確認してください。

(2) 事故防止等の安全対策

事故防止のため定期的に施設及び設備の点検を行う際にも、固定遊具や機器の点検に加えて、保育室がそこで生活する子どもの年齢や発達に適した安全管理がなされているか、という視点で点検することが大変重要です。

室内保育、園庭での保育、睡眠、水遊び、食事、園外保育など、場面によっても安全確保に必要な事項は変わります。特に重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥については、内閣府からの『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取り組み】』を参考に事故発生予防の取り組みを行ってください。

(3) 指導計画の作成と評価を踏まえた計画の改善、保育の質の向上・確保

指導計画については、各年齢の子どもの発達状況を踏まえて季節や環境に応じ、子どもが主体的に活動できるような計画となるように作成されることが望まれます。計画が具体的で実践に即した内容になるように、評価の内容を次の計画作成に活かし改善を行うことが、保育の質の向上に繋がります。また、子どもの人権を尊重し、適切な言葉かけ、働きかけ等ができているかについても常に振り返りを行う必要があります。

(4) 給食業務、食物アレルギー等への対応

給食の献立については、各法人や施設において定める給与栄養目標量により、児童の成長・発達に必要な栄養量が確保されるように作成することが必要です。また、提供される食材料費については、実費徴収と市加算による主食・副食費に見合った内容であることが求められます。

食物アレルギー等の対応については、除去食の実施にあたって、除去開始時の他に、定期的に除去継続の申請書を健康管理委員会へ提出する必要があります。この他、除去内容の変更、または除去の解除があった場合も健康管理委員会に申

請書を提出する必要があります。

(5) 会計経理等

保育所の運営にあたって支給される委託費等は、その原資に公費が含まれていることから会計処理として、現金管理、予算執行管理及び決算時における各種書類の作成等を適切に行うことは非常に重要です。

決算は会計年度中の収支の状況及び期末日現在の資産状況を明らかにするものであり、各種決算書類の作成をはじめ、次期繰越活動増減差額、期末支払資金等の次年度への引継等を適切に行う必要があります。なお、委託費の弾力運用については、府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号通知「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 30 年 4 月 16 日）に基づく条件と範囲内でのみ行うことができるものとされています。